

1 生活保護制度を取り巻く現状について

(1) 現行制度下で過去最高となる受給者数について

平成23年11月の生活保護受給者数は約208万人であり、平成23年7月に現行制度下で最大となり、以後も増加を続けている。

これは、厳しい社会経済情勢の変化や高齢化の急速な進展を反映したものであると考えられるが、基本的な考え方は、支援が必要な方に対しては適切に保護を実施していくというものである。

稼働能力を有すると考えられる「その他の世帯」は、10年前の約5.5万世帯から平成22年度の約22.7万世帯と4倍強の増加となっており、稼働能力を有する受給者に対する就労支援の一層の強化が課題となっている。「高齢者世帯」についても、10年前の約34.1万世帯から平成22年度の約60.4万世帯と大幅に増加し、全受給世帯の半数弱を占める状況にあり、そうした方々に対する社会的・日常生活的な自立を促進することも必要である。

また、近年不正受給も増加傾向にあり、平成22年度においては約2.5万件、金額にして約130億円となっており、告発等の厳正な対応を含め、不正受給対策を更に強化していくことも喫緊の課題となっている。

さらに、生活保護費負担金については、平成22年度実績で約3兆円（事業費ベース）を突破し、平成23年度補正後予算においては約3兆5千億円となっている。

(2) 生活保護制度に関する国と地方の協議等について

急増する生活保護受給者への対応に迫られる福祉事務所の現状を背景に、一昨年の10月には指定都市市長会から、11月には全国市長会から制度改革に向けた具体的な提案をいただいたこと等を踏まえ、昨年5月30日に、厚生労働省政務三役と地方団体推薦首長によるハイレベル会合を開催した。

その後、8回にわたる事務レベルの会合を開催して論点整理を行い、昨年12月12日に開催したハイレベル会合において中間とりまとめがなされた。

中間とりまとめにおいては、各検討項目ごとに、①運用改善等で速やかに実行す

る事項と②引き続き検討を進める事項とに分けて整理しており、①については速やかに実行に着手するとともに、②については引き続き地方自治体とも意見交換を行い、社会保障と税の一体改革に関する議論の動向も踏まえつつ検討していくこととされた。

※ 昨年11月には、民主党生活保護WT（座長：梅村聡議員）においても中間とりまとめがなされている。

- ◆ 生活保護制度に関する国と地方の協議の中間とりまとめの基本的な考え方の要点
- ・ 支援が必要な方に適切に保護を実施するという基本的な考え方は変わりはない。
 - ・ 多くの者（特に勤労世代の者）が長期にわたり生活保護に頼って生活することは本人のみならず社会のあり方として望ましいことではなく、できる限り生活保護に至らないための仕組みや脱却につながる仕組みを拡充することが重要。
 - ・ 就労による経済的自立が容易でない高齢者等についても、社会的自立の促進につながる施策を講じる必要がある。
 - ・ あわせて、電子レセプトの活用等による適正化の取組を行うとともに、上記方針に沿った施策を行うことにより、国民の信頼に足る制度を確立する。

（3）提言型政策仕分けについて

昨年11月23日に開催された提言型政策仕分けにおいて、生活保護の見直しも評価対象となり下記のような評価結果が示された。

- ・ 保護基準について、就労インセンティブを削がない水準にすべき
- ・ 第二のセーフティネットの充実により、生活保護化の防止を図る
- ・ 能力開発、就業紹介と生活保護を一体的に進めるための体制の構築（省内、関係省庁）
- ・ 医療費の適正化（指定医療機関への指導強化、後発品の利用義務づけの検討、一部自己負担の検討）
- ・ 住居・食事等を一体的に提供する事業者に対する届出制を導入すべき

今後、生活保護制度がより適切に運用されるために、どのような方策が取り得るか検討していく。

(4) 今後の生活保護制度の見直しについて

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）においては、平成24年秋を目途に、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための生活支援戦略（仮称）を策定することになっている。

制度の見直しに当たっては、国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組んでいく。

2 自立・就労支援の充実・強化、そのための 対策について

① 就労支援の現状について

- 就労支援は全国でも積極的に取り組んで頂いており、就労・増収に繋がった者が相当数存在する等の成果が見られる。
- 就労支援の実施による財政効果も高い状況で推移しており、就労支援員による就労支援では費用対効果が2.12倍（平成22年度）となっている。

就労支援プログラムの実施状況（平成22年度）

	対象者数	就労・増収者数
①「福祉から就労」支援事業におけるチーム支援	17,230	9,921 (就労・増収率：57.6%)
②福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム	54,493	17,451 (就労・増収率：32.0%)
③福祉事務所における②以外の就労支援プログラム	16,908	4,091 (就労・増収率：24.2%)

※1 ①は、職業安定局調べ。②③は社会・援護局調べ。

※2 ①は全ハローワーク管内で実施している。

※3 ①の事業は平成22年度まで生活保護受給者等就労支援事業として実施。同事業では、福祉事務所とハローワークとの間で協定を締結し、事業の目標、連携方法、役割分担等を明確化。

就労支援員による就労支援の財政効果

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付実績額(※)	約16.7億円	約19.6億円	約27.5億円
効果額	約45.9億円	約49.4億円	約58.2億円
費用対効果	2.75倍	2.52倍	2.12倍
(参考)有効求人倍率	0.77	0.45	0.56

※ 交付実績額には「就労支援員」のほか就労支援員数は就労支援に携わる専門職員（就労意欲喚起等支援事業、就労の準備の為の支援等）を含む。

② 就労支援体制の強化について

○就労支援体制の一層の強化のため、就労支援員の配置数、就労支援員の業務内容等について見直す方針を提示することとしている。

1 就労支援員の配置数

【拡充】

○平成22年9月付通知

配置指標:その他世帯120世帯に対して就労支援員1人以上

配置指標に基づく就労支援員数:1,700人(全国)

○改正案

→**その他世帯の増加に伴う配置数の見直し**

配置指標:その他世帯120世帯に対して就労支援員1人以上

配置指標に基づく就労支援員数:2,200人(全国)

→**期間を定めた集中的な就労支援に取り組む自治体への支援**

期間を定めた集中的な就労支援に取り組む際、さらに手厚い就労支援員の配置を可能とすることを明示

2 就労支援員による社会的自立・日常生活自立支援業務の実施

【拡充】

○就労支援員の業務(現状)

就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等を行い、就労による経済的自立の支援を図る

○改正案

→**就労支援員による社会的自立・日常生活自立支援**

様々な課題を抱え、直ちには就職に結びにくい支援対象者に対して、基本的な日常生活習慣の改善支援等、段階的、総合的な支援が重要なことから、社会的自立・日常生活自立支援を含めて支援を行う就労支援員の配置が可能であることを明示

3 就労支援員の広域的配置

【新規】

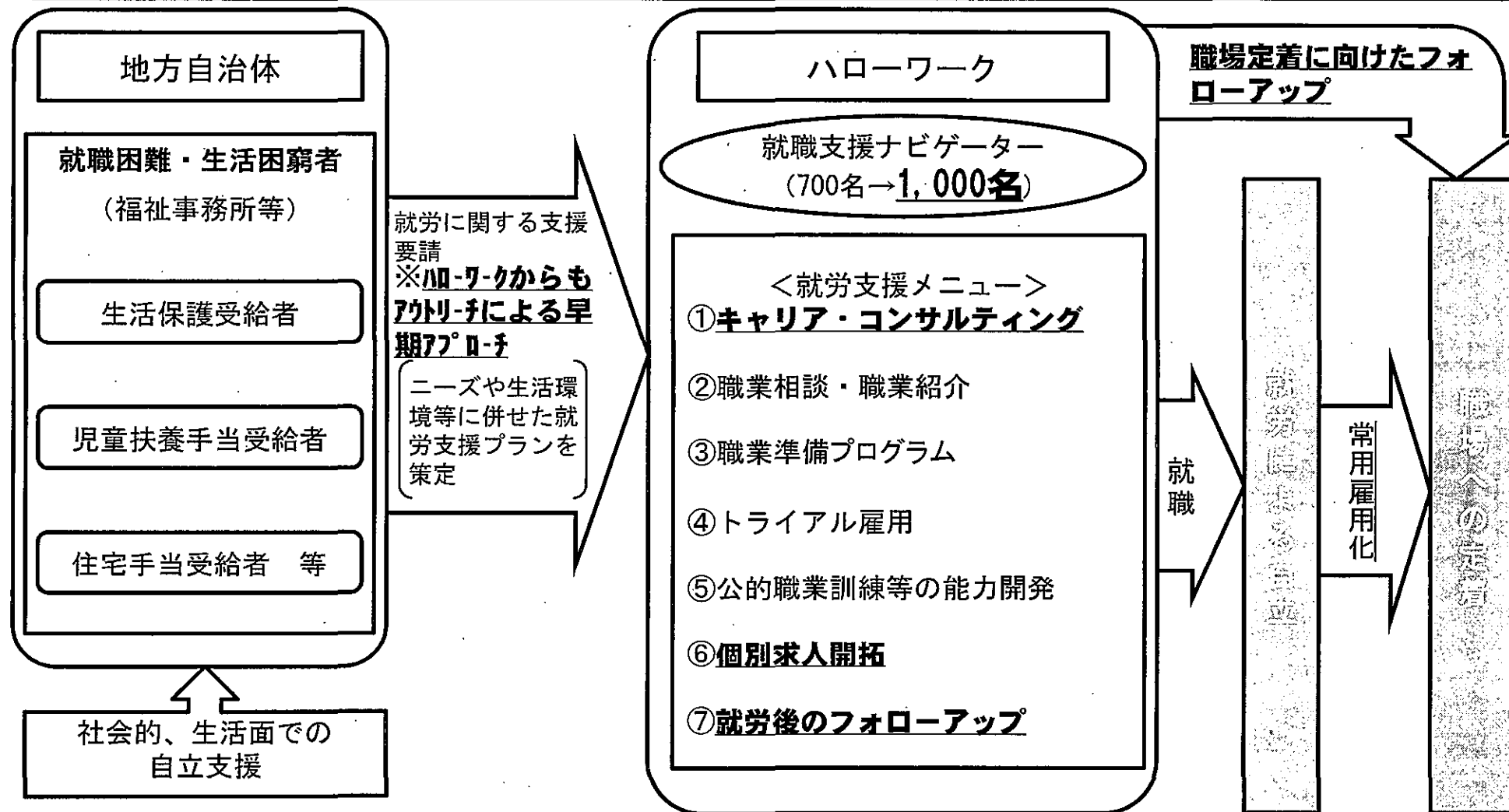
→**小規模自治体への支援**

都道府県等広域自治体において、就労支援員を配置し、複数の自治体への巡回が可能であることを明示

【拡充事項】

③ 「福祉から就労」支援事業の概要

- 地方自治体とハローワークの間で、当該事業に関する協定(支援の対象者、対象者数、目標、支援手法、両者の役割分担等)を締結。



【新規事項】

④ 日常・社会生活及び就労自立の総合支援
(トランポリン機能の強化) について

平成24年度予算(案)237億円の内数
補助率:3/4

- 生活保護に至る可能性のある者及び生活保護受給者であって、従来の就労支援のみでは就労が困難な者を対象に、日常生活から個別求人開拓までのきめ細かい支援を総合的かつ段階的に実施。

※平成24年度予算(案)「日常・社会生活及び就労自立総合支援事業」(補助率3/4)(セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数)

就 労 自 立

ネット
第1

ネット
第2

—18—

セーフティネット
最後の

社会保険・労働保険

求職者支援訓練

総合支援資金貸付
住宅手当

生活保護に至る可能性のある者

ボーダーライン
層への就労・自
立支援の拡充

就労支援・日常・
社会生活、就労
支援機能の拡充

生活保護受給者

生活保護制度

トランポリン機能の強化

・ 能力に併せ
たきめ細かい
求人開拓
・ マッチング

技能・能力
習得
・ 就労に必要な
基礎能力習得
・ 基礎技能の訓
練

・ 生活のリズム
づくり
・ 社会訓練

【事業実施に当たっての考え方】

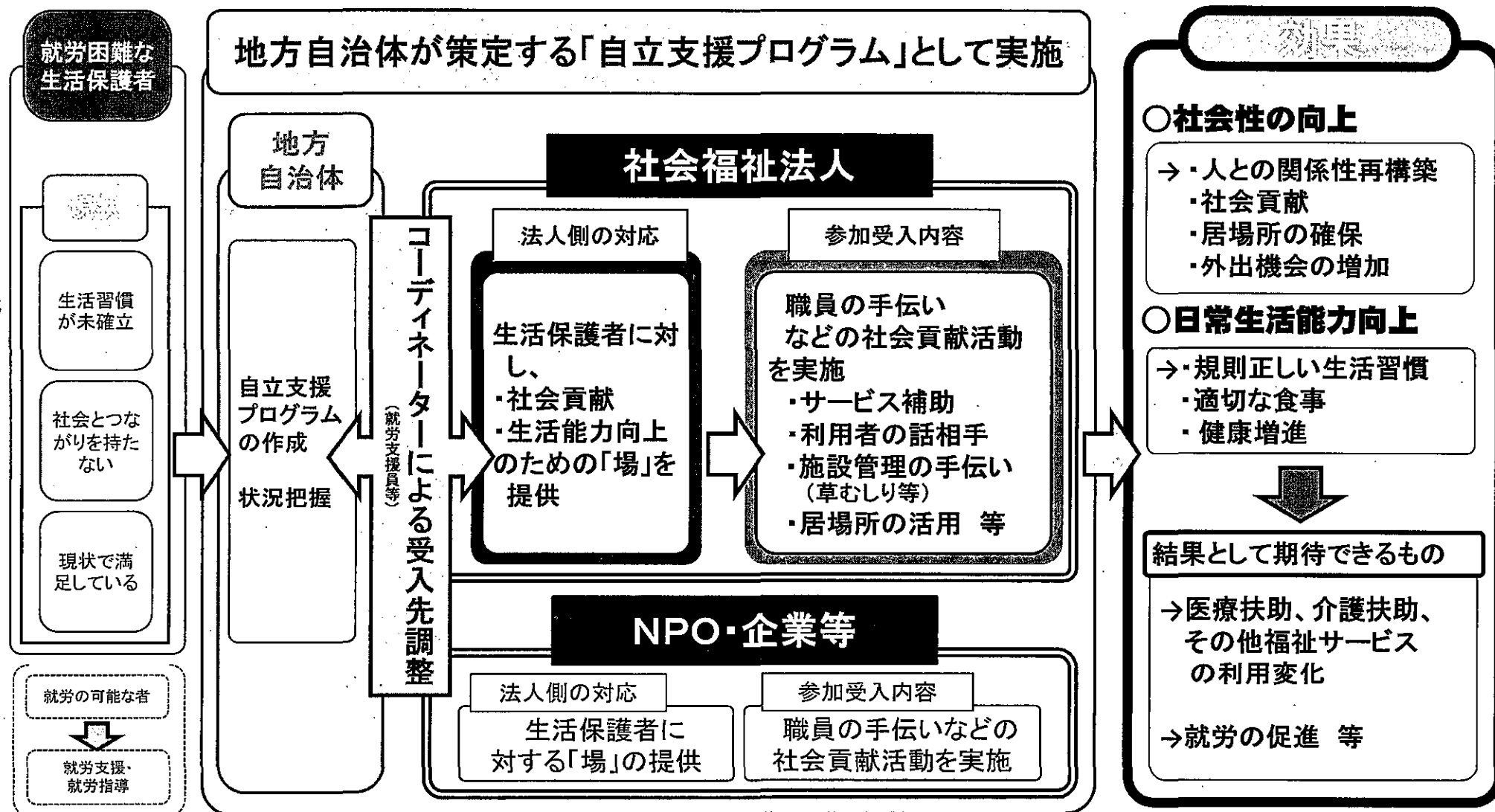
- ・ 生活保護に至る可能性のある者に対しても総合的な支援が可能。
- ・ 業務委託や専門職員の雇上げ等により、地域の実情に応じ様々な取組が可能であるほか、技能習得等の事業の一部のみを実施することも可能。

【新規事項】

⑤ 生活保護受給者の社会的自立の促進について

(社会福祉法人等と連携した社会的自立の強化について)

- 高齢者等で就労が困難な者を対象に、社会福祉法人等の協力を得て、職員の手伝い等を行う社会貢献活動や中間的就労の場を提供することを通じて、社会とのつながりを持つこと等を通じた社会的自立の促進を図る方針を提示することとしている。



【拡充事項】

⑥ 子どもの貧困の連鎖解消にむけた取組の充実・強化

平成24年度予算(案)237億円の内数
補助率:定額(10/10相当)

平成24年度拡充事項

これまでの高校進学のための学習支援等の取組に加え、以下の取組を拡充する。

- ① 高校進学者の中退防止のための居場所の提供(学習支援に参加)
- ② 家庭訪問により、子どもの生活習慣の改善や養育相談

なお、対象者は、特段の事情がある場合を除き、原則として生活保護受給世帯の子どもとする。

